

Q8-1 営業税の種類について教えてください。

営業税は、日本の消費税に相当する間接税で、以下の2種類があります。

付加価値型：

広く一般の業種に適用されるもので、日本の消費税と同様に売上税額と仕入税額を相殺して、その差額を納付します。一般に英語の Value Added Tax の頭文字を取って VAT と呼ばれることもあります。

非付加価値型：

金融業等の特定の業種にのみ適用されるもので、売上税額を納付することになります。仕入税額の控除はできません。一般に英語の Gross Business Receipt Tax の頭文字を取って GBRT と呼ばれることもあります。